

回 覧(霞ヶ浦地区)

令和8年9月18日

各 位

かすみがうら市長 金子 敏明
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣捕獲の実施について（お知らせ）

このことについて、鳥獣による農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 イノシシ
2. 捕獲期間 令和8年10月15日(木) ～ 令和8年11月14日(土)
3. 捕獲区域 かすみがうら市 霞ヶ浦地区全域
※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を
遵守し、住居や公園など人が集まる場所での捕獲は実施しません。
4. 捕獲方法 銃器・わなを使用
5. 従 事 者 かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊（オレンジ色ベストを着用）
6. 連 絡 先 かすみがうら市産業経済部農林水産課 産業振興担当
TEL：029-897-1111 内線2504

有害鳥獣捕獲実施区域
(かすみがうら市霞ヶ浦地区)
期間:令和8年10月15日~11月14日

	捕獲区域
イノシシ	霞ヶ浦地区全域 

